

議 第 14 号

平成31年 3月28日提出

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を次のように改正したいので議決を求めらる。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 教育政策課及び健康教育課に副課長を置く。

第4条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「特別支援教育室」を「学校改革推進室、特別支援教育室」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 学務課、施設課、総合支援課及び指導課に課長補佐を置く。

第5条第1号に次のように加える。

イ 所属職員の指導、教育及び監督を行い、事務局の基本方針、基本計画及び教育長の指示事項等の周知徹底を図る。

ウ 所管事務事業の運営について常に留意し、重要事務事業の進行管理及び方針計画の変更並びに異例事項等について報告し、教育長の指示を受けて事務局の調整を図る。

エ 所管事務事業の執行体制に係る重要な人事、組織、制度等に関する上申及び改善の提案を行う。

オ 特に担当することとされた事項については、教育長の命を受け、重要施策の

企画及び推進をつかさどる。

第5条第3号工中「事務局」を「部」に改め、同条第6号に次のように加える。

ウ 特に担当することとされた事項については、課長と連携協力し、課長の基本的職能に準じて取り組む。

第5条第9号中「教育相談室長」を「学校改革推進室長、教育相談室長」に改める。

別表教育総務部の部教育政策課の項事務分掌の欄中第17号を第19号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(18) 学校改革推進室(室)に関すること。

別表教育総務部の部教育政策課の項事務分掌の欄中第16号を第17号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 教育委員会規則等の制定改廃に関すること。

別表教育総務部の部教育政策課の項の次に次のように加える。

学校改革推進室(室)	(1) 市立学校の改革に係る重要事項の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (2) 市立高等学校等改革検討委員会に関すること。
------------	---

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(提出理由)

市立学校の改革に関する事務を処理させるための熊本市教育委員会事務局の内部組織として学校改革推進室を新設する等のため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会事務局内部組織規則 (平成 2 4 年教育委員会規則第 3 号)

改正後 (案)	現行
(職制)	(職制)
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)
<u>2 教育政策課及び健康教育課に副課長を置く。</u>	<u>2 教育委員会が別に定める課に副課長を置く。</u>
<u>3 学務課、施設課、総合支援課及び指導課に課長補佐を置く。</u>	【新規】
4 (略)	3 (略)
5 <u>学校改革推進室、特別支援教育室</u> 及び全国高校総体推進室に室長及び主査を置く。	4 <u>特別支援教育室</u> 及び全国高校総体推進室に室長及び主査を置く。
6 (略)	5 (略)
(各職位の基本的職能)	(各職位の基本的職能)
第 5 条 (略)	第 5 条 (略)
(1) 教育次長の基本的職能	(1) 教育次長の基本的職能
ア (略)	ア (略)
<u>イ 所属職員の指導、教育及び監督を行い、事務局の基本方針、基本計画及び教育長の指示事項等の周知徹底を図る。</u>	【新規】
<u>ウ 所管事務事業の運営について常に留意し、重要事務事業の進行政管理及び方針計画の変更並びに異例事項等について報告し、教育長の指示を受けて事務局の調整を図る。</u>	【新規】

エ <u>所管事務事業の執行体制に係る重要な人事、組織、制度等に関する上申及び改善の提案を行う。</u>	【新規】
オ <u>特に担当することとされた事項については、教育長の命を受け、重要施策の企画及び推進をつかさどる。</u>	【新規】
(2) (略)	(2) (略)
(3) 部長の基本的職能	(3) 部長の基本的職能
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
エ 所管事務事業の運営について常に留意し、重要事務事業の進行政管理及び方針計画の変更並びに異例事項等について報告し、上司の指示を受けて 部 の調整を図る。	エ 所管事務事業の運営について常に留意し、重要事務事業の進行政管理及び方針計画の変更並びに異例事項等について報告し、上司の指示を受けて 事務局 の調整を図る。
オ (略)	オ (略)
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
(6) 副課長の基本的職能	(6) 副課長の基本的職能
ア・イ (略)	ア・イ (略)
ウ <u>特に担当することとされた事項については、課長と連携協力し、課長の基本的職能に準じて取り組む。</u>	【新規】
(7)・(8) (略)	(7)・(8) (略)
(9) <u>学校改革推進室長、教育相談室長</u> 、特別支援教育室長及び全国高校総体推進室長の基本的職能	(9) <u>教育相談室長</u> 、特別支援教育室長及び全国高校総体推進室長の基本的職能
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
(10)～(13) (略)	(10)～(13) (略)
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

部	課・室	事務分掌	部	課・室	事務分掌
教育総務部	教育政策課	(1)～(5) (略) <u>(6) 教育委員会規則等の制定改廃に関する</u> <u>こと。</u> <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) <u>(13)</u> (略) <u>(14)</u> (略) <u>(15)</u> (略) <u>(16)</u> (略) <u>(17)</u> (略) <u>(18) 学校改革推進室(室)に関する</u> <u>こと。</u> <u>(19)</u> (略)	教育総務部	教育政策課	(1)～(5) (略) 【新規】 <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) <u>(13)</u> (略) <u>(14)</u> (略) <u>(15)</u> (略) <u>(16)</u> (略) 【新規】 <u>(17)</u> (略)
	<u>学校改革推進</u> <u>室(室)</u>	<u>(1) 市立学校の改革に係る重要事項の総合</u> <u>的企画、調整及び推進に関する</u> <u>こと。</u> <u>(2) 市立高等学校等改革検討委員会に</u> <u>関</u> <u>ること。</u>		【新規】	
	(略)			(略)	

学校教育部	(略)
-------	-----

学校教育部	(略)
-------	-----

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。